

同居承認申請をする方へ

次の書類を揃えて申請してください。

1 市営住宅同居承認申請書

2 誓約書

3 所得証明書（原本）

新同居者分（16歳以上全員分）。市区町村長発行のもの。
（1月1日時点住所が千葉市内なら、市民税・県民税所得証明書。）
所得が0円でも必要です。

※ 源泉徴収票では受け付けできません。

4 戸籍全部事項証明書（原本）

（名義人と新同居者との親族関係を証明する
戸籍全部事項証明書。）

5 住民票（原本）

新同居者分（世帯全員分・本籍続柄筆頭者省略なしのもの。）

なお、状況によりその他の書類が必要になる場合があります。

（身体障害者手帳など）

※同居後の世帯収入が、市営住宅の収入基準を超える場合
ならびに、家族の不自然な分割による同居は許可できません。
あらかじめご了承ください。

課長	主査	担当

市営住宅同居承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 _____

団 地 名 _____

入居者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

電子メールアドレス _____ @ _____

次の者を同居させたいので申請します。
 なお承認を受けた場合は、千葉市営住宅条例及び千葉市営住宅条例施行規則その他市の指示を固く守り、入居者が住宅を明け渡すときは、必ず同居者も退去させることを誓約します。

申請理由					
同居させようとする者					
フリガナ 氏名	続柄	年齢	現住所	職業	過去1年間の収入
					※
					※
					※

(注意)

- 1 本書を提出する際は必ず同居させようとする者の市町村長が発行する所得を証する書類及び入居者と同居させようとする者との続柄を証する書類（戸籍の全部事項証明書等）を添付してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

備考 公営住宅の場合にあつては、「千葉市長」とあるのは、「千葉市住宅供給公社」とする。

誓約書

(同居承認)

市営住宅同居承認申請にあたり、千葉市営住宅条例（以下、「条例」という）および千葉市営住宅条例施行規則（以下、「規則」という）に規定する下記の要件を具備することにつきまして誓約いたします。

また、同居承認後においても承認要件に違反していることが判明した場合は、同居承認を取消すことについて了承し、新同居者については市営住宅から退去いたします。

記

- 1 同居させようとする者を同居者とみなした場合における収入の額が、条例第6条第1項第2号に規定する金額を超えないこと。
- 2 同居させようとする者が入居者又は入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）の3親等内の親族であること。
- 3 同居させようとする者が住宅に困窮していること。
- 4 入居者が条例第44条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。
- 5 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

年 月 日

名義人氏名（自筆） _____ :

同居しようとする者（自筆） _____ :

（18歳以上の者）

千葉市住宅供給公社

電話043-245-7513

FAX043-245-7517

